

御不幸時の要領制定について

新堀町会内にお住いの皆様には常日頃より健康保持に格別のご留意され、生活安定に努められておられることと推察申し上げます。

“生あるもの必ず死す”のことばのように私達は本日の健康体は明日も健康な身体で生活できるとは予言できるでしょうか。

社会は一日一日複雑変化し、交通事故公害病、その他予期せざる災害、病気などで貴い生命を失うことのないよう細心の注意を払っておることと存じます。

万一予期せざる不幸に遭遇した場合はご家族の人達だけでは親類、病院、市役所などへの連絡を早急にできる家庭は少ないのではないのでしょうか。

そこで、当町会では相互扶助の精神にのっとり諸事万端スムーズに行事を行うことができるよう、下記援助要領を制定いたしました。

1. 援助依頼の心得

- イ 家族の人は早急に組長又は班長にその旨を連絡する。
- ロ 家族又は代理者は班長を交えて葬儀要領を協議しお手伝等の人員の連絡、町会所有物品の手配をする。
- ハ 班長は町会長に死去及び家庭状況を報告する。

2. 葬儀を行う場合の心得

- イ 組長又班長へ連絡をし考え方を良く話す事。
- ロ 町会所有物品使用の時は班長に依頼をすること。
- ハ 従来行われて来た清め料は相互扶助の精神に基き出さない事と受取らない事とする。(但し社会福祉への寄賜は自由)
- ニ 香典を戴いた場合はお返しは一律とする。
- ホ 出来る限り無駄を除き改善に努めること。

3. 手伝い人の心得

- イ 親戚関係への連絡、知人への通知、菩提寺への連絡。
- ロ 死亡診断、本籍地の異なる場合2通受領、日曜・祭日・土曜の午後等は市役所への届出(火葬、埋葬、許可書受取)
- ハ 葬儀参加人員の対する物品料理等の準備にそつのない行動。
- ニ 葬儀終了後は物品の返却、特に相違ないように施主又は家族の意を十分に理解し行動する事。

4. 町会々館の備品貸出について

- ・ 備品を借用する場合は町会長に申し出ること。
- ・ 借用について下記の料金を支払うものとする。
一式 2,000円(数量、種類、日数に関係なく)
(備付物品は湯のみ、テント、座ブトン、テーブル)